

**土砂災害特別警戒区域内の
建築物(※住宅・事務所・作業場・工場など)の改修
を支援します!!
～令和8年度補助事業のご案内～**

◆目的◆

本市では、がけ崩れや土石流などの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に建っている建築物（※住宅・事務所・作業場・工場など）について、土砂災害に対して安全な構造となるよう土砂災害対策改修する工事費の一部を補助します。

本補助制度により、土砂災害に対して安全な構造となる既存建築物の改修を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

※住宅・事務所・作業場・工場など：その他に居室を有する建築物も該当します。

居室：居住や継続して執務・作業などする部屋

詳細については裏面の【お問合せ先】へご相談ください。

◆補助の内容◆

(1) 補助対象建築物

次のアからウまでの要件を満たすもの

ア 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）内にあり、区域に指定される前から建てられている建築物（※住宅・事務所・作業場・工場など）

※広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。

（ホームページアドレス <https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>）

イ 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと

ウ 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合）

(2) 補助率等

ア 補助率

改修工事費の23%

イ 補助限度額

77万2千円

補助額のイメージ

（例1）改修工事費が300万円の場合

$300 \text{ 万円} \times 23\% = 69 \text{ 万円} < 77 \text{ 万} 2 \text{ 千円（限度額）} \Rightarrow 69 \text{ 万円（補助額）}$

（例2）改修工事費が400万円の場合

$400 \text{ 万円} \times 23\% = 92 \text{ 万円} > 77 \text{ 万} 2 \text{ 千円（限度額）} \Rightarrow 77 \text{ 万} 2 \text{ 千円（補助額）}$

(3) その他

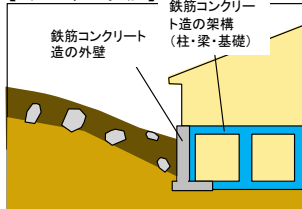
原則、令和9年2月末日までに事業を完了させる必要があります。

完了が令和9年3月以降に見込まれる場合は、裏面の【お問合せ先】へご相談ください。

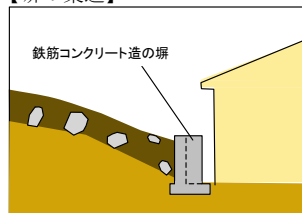
裏面もご覧ください。

《土砂災害対策改修のイメージ》

【外壁等の改修】



【塀の築造】



◆申込方法等◆

(1) 申込期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）まで

注1：原則、令和9年2月末日までに事業を完了させる必要があります。

（完了が令和9年3月以降に見込まれる場合は、下記【お問合せ先】へご相談ください。）

注2：申込多数の場合は、抽選となることがあります。

注3：申込みが予定件数に達しない場合は、6月1日（月）から先着順で受け付けます。

(2) 申込方法

令和8年度広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業申込書（以下「申込書」といいます。）に記入のうえ、(3)の申込先へ持参してください。

注1：既存建築物の位置図を添えてください。

注2：申込書の様式については、広島市ホームページからダウンロードしていただくか、(3)の申込先または各区役所建築課で配布しています。

(3) 申込先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 指導部 建築指導課（市役所本庁舎6階）

(4) その他

上記申込期間後（申込多数の場合は抽選後）に、申込先である建築指導課から正式な補助金の交付申請について連絡をします。その後、必要書類を添えて補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付について適正であるかどうかの審査を行い、補助金の交付を決定します。

◆その他◆

- (1) 申込書の提出にあたり、あらかじめ申込先の建築指導課と協議を行い、申請に係る必要事項などについて確認してください。
- (2) 補助金の交付の決定前に、土砂災害対策改修工事の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）
- (3) 「広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金」（補助金交付申請書等の様式を含む）、については、市ホームページに掲載しています。次の順にお進みいただきご覧ください。

「広島市総合トップページ」－「事業者向け情報」－「建築・住宅・宅地（事業者）」－「建築に関する情報」－「建築物の維持管理」－「土砂災害に対する安全確保対策」

【お問合せ先】 広島市 都市整備局 指導部 建築指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2288 / FAX 082-504-2529

Eメール kenchiku@city.hiroshima.lg.jp